

長期前払費用

前払費用

判定フローチャート & 仕訳ガイド

- ※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。
- ※ 本資料の情報は、2026年3月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。



長期前払費用と前払費用の適切な使い分け

費用として支払ったもののうち、時間の経過とともにサービスを受ける権利を資産として計上するのが「前払費用」です。このうち、決算日の翌日から起算して1年を超える期間に対応する分を「長期前払費用」として区別します。

例えば、3年分の保険料を一括で支払った場合、支払った全額をその年の費用にはできません。決算日から1年以内にサービスを受ける分は「前払費用」として流動資産に、それを超える2年目以降の分は「長期前払費用」として固定資産（投資その他の資産）に計上する必要があります。

ワン・イヤー・ルールによる資産の分類

会計上、資産や負債は「決算日の翌日から1年以内に期限が到来するか」という基準で分類されます。

前払費用（流動資産）

決算日の翌日から1年以内に費用化されるもの。



長期前払費用（投資その他の資産）

費用化されるのが1年より先（次々期以降）になるもの。



資産性の有無で見極める繰延資産との違い

長期前払費用と繰延資産の判断ポイントは、「解約時に返金される権利か、支払済みのコストか」です。

例えば、火災保険料は途中で解約すれば未経過期間分が「解約返戻金」として戻ってくるため、資産価値のある長期前払費用です。対して、会社設立のために支払った創立費（登録免許税など）は、一度支払えば戻ってくることはないため、会計上のルールで資産計上認められているだけの繰延資産に分類されます。

比較項目	長期前払費用	繰延資産
性質	未提供のサービスに対する対価	支出の効果が将来に及ぶ特定の費用
換金性	あり（未経過分が返金される）	なし（換金性はなく実体がない）
具体例	長期火災保険料、数年分の賃貸料	創立費、開業費、開発費など

迷わず判定するためのフローチャート

以下の手順で確認すると、科目の振り分けミスを防げます。

1 契約期間の確認

サービス提供期間が次期以降にまたがっているかを確認します。

2 期間の按分

支払額を「当期分」「次期（1年以内）分」「次々期以降分」の3つに分けます。

3 勘定科目の割り振り

次期（1年以内）分 ▶ 前払費用
次々期以降分 ▶ 長期前払費用

例 3月決算の会社が、8月に3年分（36カ月分）の保険料36,000円を支払った場合

1 支払時の処理（全額費用処理する場合）

まずは支払った全額を「保険料」として処理します。

借方	金額	貸方	金額
保険料	36,000円	現預金	36,000円

2 決算時の振替計算

決算（3月末）時点で、未経過期間を計算し資産へ振り替えます。

当期分（8月～3月）

8カ月分（8,000円）

▶ 損益計算書の「費用」

間の按分次期分（翌4月～翌々3月）

12カ月分（12,000円）

▶ 貸借対照表の「前払費用」

次々期以降分（それ以降）

16カ月分（16,000円）

▶ 貸借対照表の「長期前払費用」

■ 決算整理仕訳

借方	金額	貸方	金額
前払費用	12,000円	保険料	12,000円
長期前払費用	16,000円	保険料	16,000円

消費税の計上タイミングと管理ポイント

消費税の計上時期に注意

原則として、消費税は役務の提供を受けた時（費用化される時）に認識します。

支払時

消費税区分を「対象外（または非課税）」として処理。

各期の振替時

費用化されるタイミングで順次、消費税を認識。

特例

継続適用を条件に、支払時点で一括して課税仕入れとすることも認められます（短期前払費用の特例など）。

効率的な管理方法

契約件数が増えると振替計算が複雑になるため、以下の対策が有効です。

管理台帳を作成する

契約ごとの「総額」「月単価」「各期の解消予定額」を一覧化します。



振替のルールを統一し維持する

振替のルール（支払時か決算時か）を一度決めたら、每期統一してください。



長期契約は数年にわたるため、担当者が変わっても追跡できるよう、計算根拠をエビデンスとして残しておくことが重要です。